

| | | | | | | |
|---------------------------|--|-------|--------------|-------|--------|----|
| 法人名 | 公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団 | | | | | |
| 法人所管課 | 成長産業振興室ライフサイエンス産業課 | | | | | |
| 設立年月日 | 平成2年7月31日 | | | | | |
| 役員数 | 常勤 | 1名 | うち府派遣 | 名 | うち府退職者 | 1名 |
| | | | その他 | | | 名 |
| | 非常勤 | 10名 | うち府派遣 | 名 | うち府退職者 | 名 |
| 職員数(常勤) | | 5名 | うち府派遣 | 名 | うち府退職者 | 1名 |
| 主な事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究交流・人材育成事業(千里ライフサイエンスセミナー、新適塾等) ・研究助成事業(寄付金等の活用による奨励研究助成) ・普及啓発事業(市民公開講座、財団ニュースの発行等) ・実用化支援事業(橋渡し研究戦略的推進プログラム、技術講習会等) | | | | | |
| 対象役員 | 専務理事(常勤) | | | | | |
| 理事会・取締役会の開催状況 | R3年度実績(見込) | 3回 | うち臨時的に開催したもの | | 回 | |
| 理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無 | (有) or 無 | | | | | |
| (有の場合) | 機関(会議)名 | 構成員 | | 開催頻度 | | |
| | 評議員会 | ※別紙参照 | | 年1回程度 | | |

【前回見直し時における法人の課題等】

- ①実用化支援事業の強化
- ②経営基盤の強化

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題にかかわりのある職務に下線を付すこと)】

○専務理事(常勤)
 ※唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務してきたが、競争的資金の獲得による実用化支援事業の強化に向け、専務理事が関係機関との調整に注力するため、内部管理の事務負担軽減を図り、事務局長の兼務をはずしたところ。(H30年10月)
 ・研究者である理事長(非常勤)の補佐(実務・経営面で代行)。
 ・事業全般、経営・財務全般の企画・執行管理。(専務理事は財団業務の総括責任者。財団業務の重要業務を担当。)
 ・公益財団法人の効率的な資産運用を図るために、行政・金融機関との意見交換や最新情報の収集。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

①実用化支援事業の強化
 →製薬企業や大学、行政機関との具体的事項に関する調整を行っている。具体的には、日本医療研究開発機構「橋渡し研究戦略的推進プログラム」に関し大阪大学以外(拠点外)のシーズ育成強化業務や大阪府との連携事業であるライフサイエンス産学官連携交流事業を行ってきたところ。

②経営基盤の強化
 →資産の安全を図りつつ、金融機関からの情報収集と意見交換を通じて、資産運用規程の改正とその範囲内で円建の元本保証等でより運用利回りの良い仕組債等の金融商品を購入し、低金利下の中であっても運用収益を向上させている。

【運用収益額】R元年度実績：0.93億円 ⇒ R3年度実績：1.01億円

また、財団内のグループを統合し、効率的な業務執行体制とする。

【職員数】R元年度当初：10名 ⇒ R3年度当初：10名

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ① 実用化支援事業の強化
- ② 経営基盤の強化

【上記課題に対する対応方針等】

① 実用化支援事業の強化

→ 従来の国事業「地域イノベーション戦略支援プログラム」や府事業「おおさか地域創造ファンド事業」が終了。その一方、平成29年度から新たに日本医療研究開発機構（AMED）の「橋渡し研究戦略的推進プログラム」について大阪大学から拠点（阪大）外のシーズ発掘支援業務を受託し、令和3年度も同プログラムも受託したところである。さらにこのように文科省やAMED、大阪大学等と積極的に交渉を進め、更なる競争的資金の獲得をめざし、実用化支援事業の強化を図る。

② 経営基盤の強化

→ 財源が基本財産等の運用益に限られており、現状では低金利水準の厳しい運用環境の中での財産運用となっていることから、R3年度に資産運用規程を改正しより安全かつ有利な運用ができるように改正したところであり、引き続き適正かつ効率的な資産運用に努める。また、寄付金、国補助金等の外部資金の獲得、コスト縮減に向けた取り組みを進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○ 専務理事（常勤）

※ 唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務してきたが、競争的資金の獲得による実用化支援事業の強化に向け、専務理事が関係機関との調整に注力するため、内部管理の事務負担軽減を図り、事務局長の兼務をはずしたところ。（H30年10月）

- ・ 研究者である理事長（非常勤）の補佐（実務・経営面で代行）。
- ・ 事業全般、経営・財務全般の企画・執行管理。（専務理事は財団業務の総括責任者。財団業務の重要業務を担当。）
- ・ 公益財団法人の効率的な資産運用を図るために、行政・金融機関との意見交換や最新情報の収集。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・ 理事長は、決裁や財団主催・共催事業など、必要の都度、その職務を務めているが、日常的に財団を代表して利害関係者（製薬企業役員や大学教授等社会的にトップレベルの方々）との対外折衝や産学官の調整等を行うためには、中立的な立場で大所高所から府全域を見渡すことのできる常勤役員を置く必要がある。
- ・ 理事11名のうち10名は非常勤（理事長以外は無報酬）であり、その本務は大学教授、病院・研究機関の長、製薬企業役員であるため、上記役員の任を担うことは困難である。
- ・ 府は財団設立時（H2）に10億円を出捐し、その設立経緯から考えても現在の課題である実用化支援事業の強化に関して責任を果たす必要があり、また、府内ライフサイエンス産業振興を推進するためにも、総合調整機能とワンストップ機能を担うライフサイエンス産業課と、ライフサイエンス分野に関する高度・専門的な知見と人的ネットワークに強みを有する財団が車の両輪として、連携していくことが不可欠である。
- ・ また、競争的資金等の獲得を図る上でも、国等とのネットワークの活用や、府内関係機関と連携・調整が不可欠である。

⇒ 以上の理由から、府出身の常勤役員を措置する必要がある。

< 基本的役割分担 >

理事長

- ・ 財団の方向性等、重大な経営判断
- ・ 理事会などへの出席
- ・ 研究者の視点から研究促進の企画、進捗管理を指導、助言 など

専務理事

- ・ 理事長の補佐（実務、経営面で代行） 財団業務の総括責任者
- ・ 競争的資金の獲得等、重要業務の担当

| | | | | | | |
|---------------------------|--|-----|---|----|-----------|----|
| 法人名 | (公財)西成労働福祉センター | | | | | |
| 法人所管課 | 商工労働部雇用推進室労働環境課 | | | | | |
| 設立年月日 | 昭和37年9月21日 | | | | | |
| 役員数 | 常勤 | 1名 | うち府派遣 | 1名 | うち府退職者 | 0名 |
| | | | その他 | | | 0名 |
| | 非常勤 | 10名 | うち府派遣 | 1名 | うち府退職者 | 1名 |
| 職員数(常勤) | 22名 | | うち府派遣 | 0名 | うち府退職者 | 0名 |
| 主な事業概要 | あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託) | | | | | |
| 対象役員 | 代表理事(非常勤) | | | | | |
| 理事会・取締役会の開催状況 | R3年度実績 | 5回 | うち臨時的に開催したもの | | 3回 | |
| 理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無 | (有) or 無 | | | | | |
| (有の場合) | 機関(会議)名 | | 構成員 | | 開催頻度 | |
| | 幹部会 | | 代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、総務課参事、紹介課長、労働福祉課長 | | 週1回、毎週火曜日 | |

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

○あいりん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、各種地域の行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえて、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化に対応し、多彩なチャレンジができる街の就労支援の拠点を目指し、新「中期運営方針」（R3～R7）に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 地域が抱える多様な課題に対し、就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設での求められる役割の検討や議論を踏まえながら、法人として、今後、実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- あいりん地域の労働市場の変容等の外部要因の変化及び職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を図り、進捗管理を行っていく。
- 令和7年度までの「中期運営方針」に掲げた目標達成に努めつつ、「西成特区構想」や本移転施設の機能の議論等の動きや環境変化に応じて「中期運営方針」に掲げる指標だけではなく、地域の就労支援ニーズにあった事業の在り方について検討を行っていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- あいりん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、各種地域の行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえ、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

【成果】

- 平成28年度から平成32年度にわたる中期運営方針及び経営目標において、法人本来のミッションに直結した成果目標を設定し、計画どおりに目標を達成した。令和3年度から令和7年度にわたる新中期運営方針では、関係機関との緊密な連携により地域の就労支援の拠点を目指すための目標の設定及びその達成に向けて、法人のリーダーとして目標達成に尽力する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域における労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域における労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、大阪府と関係機関の施策との整合性を確保できる、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することが求められている。
- 地域対策の一端を担う法人においては、法人運営のみにとらわれず、高度な行政経験により培われた高所的判断が不可欠である。
- 以上のことから、府関係者の就任が必要である。

| | | | | | | |
|---------------------------|--|-----|---|----|-----------|----|
| 法人名 | (公財)西成労働福祉センター | | | | | |
| 法人所管課 | 商工労働部雇用推進室労働環境課 | | | | | |
| 設立年月日 | 昭和37年9月21日 | | | | | |
| 役員数 | 常勤 | 1名 | うち府派遣 | 1名 | うち府退職者 | 0名 |
| | | | その他 | | | 0名 |
| | 非常勤 | 10名 | うち府派遣 | 1名 | うち府退職者 | 1名 |
| 職員数(常勤) | 22名 | | うち府派遣 | 0名 | うち府退職者 | 0名 |
| 主な事業概要 | あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託) | | | | | |
| 対象役員 | 業務執行理事(常勤) | | | | | |
| 理事会・取締役会の開催状況 | R3年度実績 | 5回 | うち臨時的に開催したもの | 3回 | | |
| 理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無 | (有) or 無 | | | | | |
| (有の場合) | 機関(会議)名 | | 構成員 | | 開催頻度 | |
| | 幹部会 | | 代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、総務課参事、紹介課長、労働福祉課長 | | 週1回、毎週火曜日 | |

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など、多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的な見直し・改善をリードして職員に浸透させる。
また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する対応窓口としての役割を担う。
- 法人はあいりん地域における労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成される大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。
- あいりん地域における主要な職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、本移転施設のあり方に積極的に提言し関与していく。また、地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている第15回「あいりん地域まちづくり会議（R4.2.18開催）」（事務局：西成区役所）において、新労働施設に係る基本設定の策定及び実施設計の方向性に関する取りまとめが行われ、新労働施設における西成労働福祉センターのあり方については、引き続き「労働施設検討会議」において検討中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応し、多彩なチャレンジができる街の就労支援の拠点を目指し、「中期運営方針」（R3～R7）に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 地域が抱える多様な課題に対し、就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取り組みが進められており、特区構想における様々な取り組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設での求められる役割の検討や議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- あいりん地域の労働市場の変容等の外部要因の変化及び職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を図り、進捗管理を行っていく。
- 令和7年度までの「中期運営方針」に掲げた目標達成に努めつつ、「西成特区構想」や本移転施設の機能の議論等の動きや環境変化に応じて「中期運営方針」に掲げる指標だけではなく、地域の就労支援ニーズにあった事業のあり方について検討を行っていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的な見直し・改善をリードして職員に浸透させる。
また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する対応窓口としての役割を担う。
- 法人はあいりん地域における労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成される大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。
- あいりん地域における職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

【成果】

- 仮移転施設において円滑な事業の実施に取り組んでいる。
- 平成28年度から平成32年度にわたる中期運営方針の策定において積極的に議論をリードし、目標を達成した。令和3年度から令和7年度にわたる新中期運営方針では、関係機関との緊密な連携により地域の就労支援の拠点を目指すための目標の設定及びその達成に向けて、法人事業のリーダーとして目標達成にあたる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域における労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域における労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、大阪府と関係機関の施策との整合性を確保できる行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することが求められている。
- 地域対策の一端を担う法人においては、法人運営のみにとらわれず、高度な行政経験により培われた高所的判断が不可欠である。
- 以上のことから、府関係者の就任が必要である。